

改正

昭和56年3月31日告示第21号	昭和56年6月1日告示第37号
昭和58年7月1日告示第39号	昭和58年10月27日告示第69号
昭和61年12月15日告示第81号	平成2年9月27日告示第54号
平成5年5月13日告示第27号	平成8年3月18日告示第21号
平成11年3月29日告示第32号	平成14年3月29日告示第27号
平成15年4月1日告示第40号	平成15年5月27日告示第58号
平成19年3月30日告示第49号	平成20年4月1日告示第71号
平成21年3月3日告示第15号	平成21年3月31日告示第56号
平成22年4月1日告示第66号	平成24年3月30日告示第68号
平成25年2月1日告示第7号	平成27年1月27日告示第9号
平成27年3月23日告示第77号	平成27年9月24日告示第168号
平成29年3月21日告示第38号	平成30年3月26日告示第57号
平成31年3月28日告示第46号	令和2年3月19日告示第46号
令和3年3月17日告示第39号	

市営建設工事入札参加資格者要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に基づき、入札の参加者の資格について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「市営建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事で市費で支弁するものをいう。

(入札の参加者の資格)

第3 市営建設工事の入札には、特別の場合を除き、次の各号に該当するかどうかについて、市長の審査を受けて市営建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の当該工事の種別に応じた種別に登載されているものであり、かつ、当該工事の種別が資格者名簿において等

級に区分された工事種別であるときは、資格者名簿の当該工事の設計額に応じた等級に格付されている者でなければならない。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定により経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を受け、総合数値が得られるものであること。
- (3) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 政令第167条の4第2項各号の規定又は同項後段の規定に該当したのち2年を経過していない者でないこと。
- (5) 市税、法人税（個人にあつては所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となつたことについて関係機関に届出を行つていない者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

2 共同企業体（法第2条第3項に規定する建設業者が共同請負して工事を施行するために協定を締結して結成する企業体をいう。）について前項の審査を行う場合は、資格基準を別に定める場合を除き、その構成員それぞれについて前項各号に該当するかどうかを審査する。

（入札参加者の資格の特例）

第4 第3第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号の一に該当するときは、資格者名簿の当該工事の設計額に応じた等級の上位の等級に格付されている者を入札に参加させることができる。

- (1) 当該年度において、設計の変更に伴い当該市営建設工事の工事費の増額が見込まれるとき。
- (2) 資格者名簿の当該工事に応じた等級に格付されている者から適格者が得られないとき。
- (3) 等級ごとの工事発注件数に著しい差異が生じ、その均衡上必要があるとき。
- (4) 災害復旧等緊急を要する工事で、著しく工期を短縮（標準工期の概ね2割以上短縮）する必要があるとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（申請書の提出）

第5 第3第1項の審査を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市営建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第3第1項の審査を受けようとする者で次の各号の一に該当するものは、前項の規定にかかわ

らず、当該各号に定める事由の生じた都度、申請書を提出することができる。

(1) 資格者名簿に登載されていた者から営業用資産を承継した者

(2) 資格者名簿に登載されていた法人が名簿へ登載される際に所有していた営業用資産をもって
設立した法人

(3) 資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合
を除く。）して設立した法人

（名簿への登載）

第6 市長は、第5の規定による申請書の提出を受けたときは、これを審査し、第3第1項各号に
該当すると認める者を資格者名簿に登載するものとする。ただし、市外申請人についてはこの限
りでない。

2 市長は、資格者名簿の作成に当たっては、特別の事情のある場合を除き土木一式工事、建築一
式工事、その他の工事の種類別の区分をし、それぞれの種類別にA級、B級、C級及びD級に区
分するものとする。ただし、D級は、土木一式工事についてのみ区分し、他の工事については適
用しない。

3 市長は、資格者名簿を作成したときは、申請書を提出した者に、資格者名簿に登載し、又は登
載しなかつた旨を通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7 申請書を提出した者又は資格者名簿に登載されている者は、申請書の記載事項について変更
があつたときは、その都度変更した事項を市長に届けなければならない。

（名簿の有効期間）

第8 資格者名簿の有効期間は、2会計年度限りとする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度
に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

（資格者名簿からの抹消）

第9 市長は、資格者名簿が作成された後において、資格者名簿に登載されている者が次の各号の
一に該当することとなつたときは、当該者を資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することとなつたとき。

(2) 法第3条第3項又は法第29条の規定により建設業の許可の効力が失われ、又は建設業の許可
を取り消されたとき。

(3) 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが明らかになつたとき。

2 市長は、資格者名簿が作成された後において、資格者名簿に登載されている者が次の各号の一

に該当することとなつたときは、当該者を資格者名簿から抹消することができる。

(1) 政令第167条の4第2項各号の規定又は同項後段の規定に該当したとき。

(2) 資格者名簿に登載されている者の責に帰すべき理由により、市営建設工事の請負契約を解除されたとき。

(3) その他著しく不適正な行為のあつたとき。

3 前2項の規定により資格者名簿から抹消された者（第1項第1号又は第2号の事由により抹消された者を除く。）は、市長の定める期間が経過するまでは、申請書を市長に提出することができない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により資格者名簿から抹消したときは、直ちに、当該抹消された者にその旨を通知するものとする。

（審査委員会）

第10 第3及び第6第1項に規定する審査並びに第6第2項に規定する工事の種類別の区分及び等級ごとの入札参加者指名基準額の審査並びにその他入札参加者の指名及び契約等に関し重要な事項の審査を行うため、市営建設工事入札参加資格者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は、副市長をもつて充てる。

4 委員は、総務部長、農林水産部長、都市整備部長、上下水道部長及び教育次長並びに市長が指名する課長等をもつて充てる。

5 委員長不在のときは、総務部長が委員長の職務を代理する。

6 委員会は、審査に当たり、必要があるときは関係職員の説明を求めることができる。

（大規模工事等の入札参加者の選定）

第11 大規模工事又は特殊工事の入札を行うに当たつて、第6第1項の資格者名簿に登載された者のうちから必要な適格者が得られない場合は、委員会の意見を聴いて、当該名簿に登載された者及び市外申請人のうちから、その都度入札参加者を選定する。

2 前項の場合において、岩手県から指名停止の措置を受けている者にあつては、入札参加者に選定しないものとする。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、入札の参加者の資格について必要な事項は、別に定める。

前 文（抄）（昭和61年12月15日告示第81号）

次の入札資格者名簿の作成から施行する。

前 文（抄）（平成8年3月18日告示第21号）

平成8年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成11年3月29日告示第32号）

平成11年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成14年3月29日告示第27号）

平成14年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成15年5月27日告示第58号）

平成15年6月1日から施行する。

前 文（抄）（平成19年3月30日告示第49号）

平成19年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成21年3月31日告示第56号）

平成21年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成24年3月30日告示第68号）

平成24年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成25年2月1日告示第7号）

改正後の規定は、平成25・26年度市営建設工事入札参加資格者から適用する。

前 文（抄）（平成27年1月27日告示第9号）

改正後の規定は、平成27・28年度市営建設工事入札参加資格者から適用する。

前 文（抄）（平成27年3月23日告示第77号）

平成27年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成27年9月24日告示第168号）

平成27年10月1日から施行する。

前 文（抄）（平成29年3月21日告示第38号）

平成29年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成30年3月26日告示第57号）

平成30年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成31年3月28日告示第46号）

平成31年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和2年3月19日告示第46号）

令和2年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和3年3月17日告示第39号）

令和3年4月1日から施行する。